

全建事発第 029 号

令和 5 年 6 月 1 日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤男  
〔 公 印 省 略 〕

### 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、5月26日付で、宅地造成等規制法の一部を改正する法律による改正後の「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」）が施行されました。

この度、国土交通省より、同法の施行にあたり、同日付で主管省庁から担当部局宛に参考資料「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）」が発出されており、国交省ホームページにおいても、同資料を公開している旨の周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ別添資料の内容について、周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

#### 【添付資料】

01\_国交省通知文

02\_【参考資料】宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項  
について（技術的助言）

#### 【参考 URL】

<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/morido.html>（国土交通省ホームページ）

以 上

担当:事業部 川瀬

TEL:03-3551-9396

FAX:03-3555-3218

e-mail:jigyoo@zenken-net.or.jp